

VI-2 事業及び施策の概要 ～子育て支援部～

1 児童福祉事業(子ども・子育て支援新制度関係を除く。)

(1) 母子生活支援施設等(各施設については「Ⅶ 施設一覧」(117ページ～)を参照)

① 母子生活支援施設

配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合に、その女子と児童を入所させて保護するとともに、自立促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

市内に5施設、定員合計100世帯

② 助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設。

市内に5施設(定床数12床)

(2) 各種手当・給付事業

① 児童手当

子育て世帯の生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな育みを支援することを目的として、中学校修了前(15歳到達後最初の年度末)までの児童を監護し、かつ、その児童と一定の生計関係にある父又は母等に児童手当を支給する。

※ 公務員には所属している官公庁から支給される。

【児童手当支給額】児童一人につき 別表のとおり

3歳未満	月額15,000円
3歳～小学校修了前	月額10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	月額10,000円
(施設等入所、里親委託の場合) 3歳未満 3歳～中学校修了前	月額15,000円 月額10,000円

※ 所得制限限度額以上の場合、月額5,000円

※ 所得上限限度額以上の場合、支給資格なし

【令和5年3月31日現在受給者数】

受給者数(世帯数)	児童数(人)
119,127	186,853

【予算・決算見込み】

令和4年度決算見込み	24,259,515千円
令和5年度予算	24,011,510千円

② 児童扶養手当

父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している母子家庭又は父子家庭等の生

活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、次に該当する児童を監護する母、父又は養育者に、児童が満18歳に到達した日以降、最初の年度末まで児童扶養手当を支給する。（障がいのある児童の場合は20歳に到達した日の月分まで）

ただし、所得制限、公的年金等との併給制限又は支給開始から5年経過等によって手当額の一部又は全部が支給されないことがある。

【児童扶養手当該当事由】

父母が婚姻を解消した児童	父又は母が死亡した児童
父又は母に重度の障がいがある児童	父又は母の生死が不明な児童
父又は母が1年以上遺棄している児童	父又は母が1年以上拘禁されている児童
母が婚姻によらないで出産した児童	父母とも不明である児童
父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童（平成24年8月から）	

【児童扶養手当支給額（令和5年4月現在）】

1人目の児童		2人目の児童	3人目以降の児童
全部支給	一部支給		
44,140円	所得に応じて、 44,130～10,410円の範囲内	所得に応じて、 10,420円～5,210円の範囲内で加算	所得に応じて、1人につき6,250円～3,130円の範囲内で加算

【令和5年3月31日現在受給者数】

受給者数（世帯数）	児童数（人）
17,409	24,812

【予算・決算見込み】

令和4年度決算見込み	8,389,433千円
令和5年度予算	8,177,926千円

③ 札幌市災害遺児手当及び入学等支度資金

災害による遺児を扶養している者に災害遺児手当並びに災害遺児入学及び就職支度資金を支給することにより、遺児に将来への希望を与え、健全な育成を助長するとともに、福祉の増進を図る。

災害遺児手当は、義務教育終了までの遺児を扶養している保護者に、入学等支度資金は、遺児が小中及び高等学校等に入学する際、又は中学校等卒業後就職する際に当該遺児を扶養している保護者に支給する。

【支給額】

手当	1人につき 月額 4,000円
支度資金	1人につき 1回 20,000円

【令和4年度受給者数】

受給者数（世帯）	64	
児童数（人）	手当	90
	支度資金	29

【予算・決算】

令和4年度決算見込み	4,804千円
令和5年度予算	4,738千円

④ 札幌市特別奨学金

特別奨学金は、生活が困難となっている世帯の生徒に対し、技能を習得するのに要する学資を支給し、その世帯の経済的自立を図ることを目的とするもの。生活保護を受けている、又は生活保護を必要とする状態にある世帯の生徒で、技能の習得を目的に、高等学校の職業学科や特別支援学校（高等部）、専修学校（高等課程等）、各種学校（高等学校相当過程）等で学ぶ者に支給する。特別奨学生は、生徒からの申請に基づき、年度ごとに選定する。

【支給額】

	公 立	私 立
技能習得資金	月額 5,000円	月額 8,000円
支 度 資 金	入学時 10,000円	入学時 15,000円

【令和4年度実績】

受給者数	146人
------	------

(3) ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）・寡婦福祉事業

① 母子・婦人相談員

各区に母子・婦人相談員を配置（全区で計18名）し、次の業務を行っている。

ア 母子・父子・寡婦自立支援関係

ひとり親家庭及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うほか、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。

【令和4年度実績】

相談受付件数(延べ)	2,888件
------------	--------

イ 母子父子寡婦福祉資金の償還指導関係

母子父子寡婦福祉資金の貸付けに係る相談・指導及び貸付金に係る償還促進業務を行う。

【令和4年度実績】

相談受付件数(延べ)	4,117件
------------	--------

ウ 婦人保護関係

婦人保護事業の対象となる要保護女子等につき、その早期発見、相談、調査、指導及びこれに付随する業務を行う。

【令和4年度実績】

相談受付件数(延べ)	3,848件
------------	--------

② 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業

ひとり親家庭、寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するための貸付制度。

制度の運用に当たっては、特別会計を設けている。

- ・資金の種類：修学資金、就学支度資金など12種類
- ・利率：資金により、無利子もしくは1.0%（連帯保証人を立てる場合は無利子）
- ・償還期間：資金により、3年以内から20年以内

【令和4年度実績】

	貸付金額	貸付件数
母子福祉資金	20,360,448 円	48 件
父子福祉資金	2,657,000 円	5 件
寡婦福祉資金	4,034,248 円	5 件

③ ひとり親家庭支援センターの運営

札幌市ひとり親家庭支援センターは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第38条の規定に基づく母子・父子福祉施設として設置しているもの。

平成18年度から指定管理者制度を導入しており、(公社)札幌市母子寡婦福祉連合会が管理運営を行っている。

ア 相談対応

(ア) ひとり親家庭等相談

電話や面談で生活全般に関する各種相談に応じている。父子家庭専門相談員も配置している。

(イ) 特別相談

養育費や慰謝料の取決め、離婚等によるメンタルケアなど、諸問題の解決に向けて、弁護士や臨床心理士等の専門家が相談対応している。

(ウ) 就業相談

就業に関する相談に応じ、必要な指導・助言を行っている。

【令和4年度実績】

相談受付件数(延べ)	8,796件
------------	--------

イ 就業支援

就業支援講習会、就職準備・離転職セミナー等のほか、ハローワークと連携して就業支援を行う母子・父子自立支援プログラム策定事業を実施している。

ウ 交流の促進

ひとり親家庭等の生活などの向上を図るため、交流場所を提供するほか、教養講座を実施している。

④ ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭及び寡婦を対象として、修学等の自立に必要な事由や疾病等により一時的に生活援助等が必要な場合や、ひとり親家庭になって間がなく日常生活を営むのに支障が生じている場合などに、家庭生活支援員を派遣し、生活の安定を図っている。

【令和4年度実績】

	派遣件数	派遣回数（延べ）
母子	141件	347回
寡婦	0件	0回
父子	3件	6回

⑤ ひとり親家庭等自立支援給付事業

ひとり親家庭の親の就業をより効果的に促進するため、次の給付金を支給する事業を実施している（所得等の制限あり）。

ア 自立支援教育訓練給付金

自ら就業を目指して職業能力の開発に取り組むひとり親家庭の親を支援するため、市が指定した講座を受講した場合に、教育訓練終了後、給付金を支給するもので、平成17年度から実施している。

【対象講座】

雇用保険制度の教育訓練給付金の一般教育訓練給付金の指定講座並びに特定一般教育訓練給付金及び専門実践教育訓練給付金の指定講座のうち専門資格の取得を目的とする講座

【支給額等】

受講料の6割相当額（雇用保険制度から給付を受けられる場合はその額を除いた額。上限等あり）

【令和4年度実績】

支給件数	支給額
57件	10,894,820円

イ 高等職業訓練促進給付金等

保育士、看護師等の就職に有利で生活の安定に資する資格の取得のために養成機関で修学するひとり親家庭の親を対象として、昼間の受講が多く資格取得と就業を両立させることが困難であることから、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的に、平成17年度から実施している。

【対象資格】

看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、准看護師、臨床検査技師、臨床工学技師、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、はり師、きゅう師、柔道整復師、視能訓練士、義肢装具士、自動車整備士、理容師、美容師、製菓衛生士、調理師、栄養士、社会福祉士、精神保健福祉士、助産師、保健師、管理栄養士、その他雇用保険制度の教育訓練給付金の指定講座であって令和4年4月1日から令和5年3月31日

までに修業を開始する場合の資格（一般教育訓練給付金の指定講座は情報関係の資格や講座に限る。）

【支給額】

ひとり親家庭の経済的自立に効果が高い対象資格を1年制以上（令和4年度に限り6月以上）の養成機関で受講する場合に、4年を上限として訓練給付金を支給する。なお、修学期間の最終12か月については、支給額を増額する。また、修了後には修了支援給付金を支給する。

訓練促進給付金	市民税非課税世帯	月100,000円(修学期間の最終12月	月140,000円)
	市民税課税世帯	月70,500円(修学期間の最終12月	月110,500円)
修了支援給付金	市民税非課税世帯	50,000円	
	市民税課税世帯	25,000円	

【令和4年度実績】

	支給件数	支給額
訓練促進給付金	234件	251,111,500円
修了支援給付金	84件	3,725,000円

ウ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親や子がより良い条件での就職や転職の可能性を広げられるよう、高卒認定試験対策講座の受講料等の一部を補助するもので、平成28年度から実施している。

【支給額等】

(ア) 受講開始時給付金：受講料の30%（上限7万5千円）

(イ) 受講修了時給付金：受講料の40%から(ア)を引いた額
（(ア)と合わせて上限10万円）

(ウ) 合格時給付金：受講料の20%（(ア)及び(イ)と合わせて上限15万円）

⑥ ひとり親家庭学習支援ボランティア事業

ひとり親家庭の児童（小学3年生～中学3年生）を対象として、学習支援により基礎的な学力の向上を図るとともに、進学・進路等の相談に応じることにより、不安感を解消することを目指している。

平成25年10月から市内5区で開催し、平成26年度からは全10区に拡大して実施している。運営は（公社）札幌市母子寡婦福祉連合会に委託している。

【令和4年度実績】

開催回数	参加児童数（延べ人数）
461回	2,484人

⑦ 母子緊急一時保護事業

平成11年度より事業開始。

夫の暴力等を受けた女性及びその者の監護する児童の緊急時における安全確保を図るために避難場所を提供し、必要な支援を行う。

【令和4年度実績】

利用件数	利用人数
21件	56人（母21人、婦人0人、児童35人）

⑧ ひとり親家庭等養育費確保支援事業

ひとり親家庭等の子どもの養育費の取決めや確保を支援するため、養育費の協議に係る裁判外紛争解決手続（ADR）、公正証書等の債務名義の作成、養育費に係る保証契約の締結に要する費用の一部を補助する。

【令和4年度実績】

	利用人数	支給額
裁判外紛争解決手続（ADR）の利用	0人	0円
公正証書等の債務名義の作成	176人	3,270,073円
養育費に係る保証契約の締結	7人	334,400円

2 子ども・子育て支援新制度関係事業

(1) 公立施設

① 区保育・子育て支援センター

ア 概要

区における子育て支援の拠点として、保育機能に加え、子育てサロンをはじめとするさまざまな子育て支援機能を持った施設である。令和5年4月の中央区の開設をもって、10区全ての設置が完了した。

イ 事業内容

(7) 保育

- a 開所時間：7時00分～19時00分（18時00分～19時00分は時間外保育）
- b 定員：120人（中央、北、東、白石、豊平、西及び手稲区）、
60人（厚別区、清田区）、19人（南区）
- c 受託区分：産休明け（生後57日）から就学前まで（南区保育・子育て支援センター以外）、産休明けから3歳未満まで（南区保育・子育て支援センター）。
- d 通常保育、時間外保育、一時預かり、障がい児保育、休日保育（北、豊平及び西区保育・子育て支援センターで実施）、医療的ケア児保育（東、白石、厚別、西、手稲区保育・子育て支援センターで実施）。

(4) 地域子育て支援拠点事業

a 常設子育てサロンの運営

（祝日及び年末年始を除く月曜日～土曜日、9時00分～17時00分）

子育て家庭やこれから親になる人が自由に集い、他の親子との交流を深め、親同士やボランティアの人たちとつながりを持ち、主体的に参加できるよう子育てサロンを常設している。育児に広がりやゆとりを感じ、子育てに見通しがもてるように、園児の姿を見たり、触れ合ったり、乳幼児期にふさわしい生活の大切さについて気付けるようにする。

b 次世代育成支援

保育所や子育てサロンなど、施設で行っている事業を活用し、生徒・学生に乳幼児や施設を利用するさまざまな年代の人々と交流する機会を提供している。

(4) 地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業

a 子育て家庭への支援

(a) 子育て相談

祝日及び年末年始を除く月曜日～土曜日、面談・電話による子育てや子どもの成長・発達における心配や悩み事などの相談について、必要に応じて関係機関との連携を取りながら問題の解決の手助けをすることにより、ゆとりをもった子育てができるよう支援している。

(b) 助言・利用支援

子育て家庭の状況により、必要に応じて子育て支援に関する施設及び専門機関の紹介や事業等について適切な窓口で紹介し、施設や事業等を円滑に利用で

きるよう支援を行っている。

(c) 個別支援及び個別支援に関わるネットワークづくり

特に援助を必要とする親子に対して子育てサロンや一時預かりを活用し、保護者の育児に対する不安感や負担感の軽減を図るほか、個別のケースに応じて専門機関・地域の団体との連携を図りながら支援を行っている。

(d) 子育て講座の実施

子育て講座において、乳幼児の発達や親子の関係などについて学ぶ機会を提供し、育児力の向上を図るとともに、親子で楽しんだり親のリフレッシュを図ったりする機会を提供している。

b 地域との連携

(a) 地域づくりの推進

子育て家庭を見守り、子育てを支える環境づくりを進めるため、身近な行政機関や地域団体などとの連携を図っている。

(b) 日曜ファミリー子育て広場（サンデーサロン）の運営支援

（各区保育・子育て支援センターで月1回日曜日、10時00分～12時00分）

(e) 利用者支援事業

a 子育てボランティアの育成及び子育て支援者の活動支援

親子や園児とふれあう活動の場を提供し、地域で子育て家庭を支えるボランティアの育成を図り、地域支援者の活動を支援している。

【区保育・子育て支援センター】

名 称	住 所	電話番号
中央区保育・子育て支援センター （ちあふる・ちゅうおう）	中）南7条西13丁目1-1	511-1155 511-1156(子育て支援専用)
北区保育・子育て支援センター （ちあふる・きた）	北）北25条西3丁目3-3	757-5380 757-5381(子育て支援専用)
東区保育・子育て支援センター （ちあふる・ひがし）	東）北9条東7丁目1-25	711-7801 711-7807(子育て支援専用)
白石区保育・子育て支援センター （ちあふる・しろいし）	白）南郷通1丁目南8-1	861-1910 868-3160(子育て支援専用)
厚別区保育・子育て支援センター （ちあふる・あつべつ）	厚）厚別中央1条6丁目1-10	887-8165 887-8166(子育て支援専用)
豊平区保育・子育て支援センター （ちあふる・とよひら）	豊）月寒東1条4丁目2-11	851-3945 851-2510(子育て支援専用)
認定こども園にじいろ（※） （ちあふる・きよた）	清）真栄2条1丁目11-20	883-3345 883-3044(子育て支援専用)
南区保育・子育て支援センター（※） （ちあふる・みなみ）	南）真駒内幸町2丁目2-2	215-0183 215-0203(子育て支援専用)
西区保育・子育て支援センター （ちあふる・にし）	西）二十四軒3条5丁目6-11	621-1496 613-7882(子育て支援専用)
手稲区保育・子育て支援センター （ちあふる・ていね）	手）手稲本町3条2丁目4-15	681-3160 681-3162(子育て支援専用)

※ 認定こども園にじいろは平成27年度から子ども・子育て支援新制度施行に伴い、幼児教育、保育及び子育て支援機能をあわせ持つ単一の施設（幼保連携型認定こども園）として位置づけられた。

※ 南区保育・子育て支援センターは保育機能として、小規模保育事業所を設置。

【区保育・子育て支援センター常設子育てサロン実施状況】

項目	令和3年度	令和4年度
常設子育てサロン総利用者数	51,163人	91,850人
常設子育てサロン総利用組数	23,475組	41,728組
子育て相談件数	3,949件	5,028件

② こそだてインフォメーション（地域子育て支援事業）

【予算・決算見込み】

（千円）

	令和4年度決算見込み	令和5年度予算
地域子育て支援推進事業費	36,947	42,106

ア 概要

子育て家庭を支援し、地域における子育てを支える環境づくりを目的として、各区にこそだてインフォメーションを設置しているほか、子育てサロンへの支援、地域における子育て支援ネットワークの推進、子育て家庭への支援及び子育て支援者の育成などを行い、地域と一体となった子育て支援事業を展開している。

なお、区保育・子育て支援センターと連携しながら事業を実施している。

イ 事業内容

(ア) 地域子育て支援拠点事業

a 次世代育成支援

生徒・学生に乳幼児とのふれあいや子育てに関するさまざまな体験の機会を提供し、ふれあう楽しさや命の尊さなどを伝えている。

(イ) 地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業

a 子育て家庭への支援

(a) 子育て相談

子育てに関する悩みや心配事に対し、電話や面談による相談対応を行っている。また、依頼により相談家庭に向く出前子育て相談「ピンポ～ン こんにちは」を実施している。

(b) 助言・利用支援

子育て家庭の状況により、必要に応じて子育て支援に関する施設及び専門機関の紹介や事業等について適切な窓口を紹介し、施設や事業等を円滑に利用できるよう支援を行っている。

(c) 個別支援及び個別支援に関わるネットワークづくり

特に援助を必要とする親子に対して、個別のケースに応じて専門機関・地域の団体との連携を図りながら支援を行っている。

(d) 子育て講座

乳幼児の心身の発達や親と子の関係などについて学ぶ機会を提供し、親の育児力の向上を図っている。

(e) さっぽろ親子絵本ふれあい事業絵本の配布

b 地域との連携

(a) 地域づくりの推進

地域における子育て支援を推進するために、子どもに関係する行政機関や地域団体などが相互に連携し、地域の子育て支援情報の共有化やさまざまな課題に取り組み、地域で子育て家庭を支える環境づくりを進めている。

(b) 地域の子育てサロン運営支援

地域主体の子育てサロンの立上げや運営に係るさまざまな支援を行っている。

c こそだてインフォメーションの運営

保育士が常駐しており、子育て相談、情報提供、子育てサークル支援、絵本・書籍の貸出し等を行っている。

(d) 利用者支援事業

a 子育てボランティアの育成及び子育て支援者の活動支援

地域で子育て家庭を支える人材確保に向けて、ボランティアを育成し、地域で子育て家庭を支える地域支援者の活動を支援している。また、必要な技術を学ぶ研修会や、情報交換等のため交流会を実施している。

【こそだてインフォメーション・地域子育て支援事業実施機関】

名 称	住 所	電話番号
中) 健康・子ども課子育て支援担当係	中) 大通西2丁目 中央区役所仮庁舎5階	205-3355
北) 健康・子ども課子育て支援担当係	北) 北25条西6丁目 北保健センター1階	757-2566
東) 健康・子ども課子育て支援担当係	東) 北10条東7丁目 東保健センター1階	712-6331
白) 健康・子ども課子育て支援担当係	白) 南郷通1丁目南8-1 白石複合庁舎3階	861-0345
厚) 健康・子ども課子育て支援担当係	厚) 厚別中央1条5丁目 厚別区役所3階	895-2514
豊) 健康・子ども課子育て支援担当係	豊) 平岸6条10丁目 豊平区役所3階	822-2474
清) 健康・子ども課子育て支援担当係	清) 平岡1条1丁目 清田区総合庁舎2階	889-2052
南) 健康・子ども課子育て支援担当係	南) 真駒内幸町1丁目 南保健センター1階	588-5411
西) 健康・子ども課子育て支援担当係	西) 琴似2条7丁目 西保健センター1階	641-6954
手) 健康・子ども課子育て支援担当係	手) 前田1条11丁目 手稲区民センター1階	681-1342

【地域子育て支援事業実施状況】

事業名		令和3年度	令和4年度	
サロン子育て支援	地域主体の子育てサロン運営支援事業助成金支給団体数（12回以上サロンを開催している団体が対象）	111団体	108団体	
地域連携	子育て支援推進ネットワーク会議 開催回数	全体会議	4回	8回
		地区別会議	4回	17回
	地域支援件数	4210件	4,357件	
子育て家庭への支援	こそだてインフォメーション利用件数	26,615件	24,882件	
	子育て講座受講者数	160回	310回	
		1,493人	3,441人	
	グループ懇談会（中央区のみ）	（中止）	（中止）	
	子育て相談件数	3,949件	5,028件	
	サークル支援件数	7件	11件	
	サークル登録数	8件	6件	
サークル研修会・交流会参加者数	（中止）	（中止）		
子育て支援者の育成	ボランティア講習会受講者数	1回	5回	
		8人	41人	
	ボランティア登録者数	個人 547人 52団体 824人	個人 494人 49団体 540人	
		子育て支援者研修会・交流会参加者数	13回 751人	17回 309人
託児ボランティア派遣人数	0人	0人		

③ 区保育・子育て支援センター等整備

ア 概要

札幌市では、区における子育て支援の拠点となる区保育・子育て支援センター（愛称：ちあふる）を順次設置することとしており、令和元年度までに、北区、東区、白石区、厚別区、豊平区、清田区（認定こども園にじいろ）、南区、西区、手稲区の9区に設置した。

10区目となる中央区については、令和元年度から令和2年度にかけて基本・実施設計、令和3年度から4年度にかけて新築工事を行い、令和5年4月に供用開始した。

イ 予算・決算見込み

(ア) 令和4年度決算見込み額

公立保育所等整備費 980,331千円

a (仮称)中央区保育・子育て支援センター 952,590千円

b 西区保育・子育て支援センター 25,134千円

c その他 2,607千円

(イ) 令和5年度予算額

公立保育所等整備費 35,000 千円

④ 公立保育所（各施設については「Ⅶ 施設一覧」（117 ページ～）を参照）

(2) 私立特定教育・保育施設

本市における私立特定教育・保育施設とは、子ども・子育て支援新制度へ移行した私立保育所、幼稚園、認定こども園をいう。

① 私立保育所

保護者が就労等のため家庭保育できない場合、日々保護者の下から通わせて児童を保育する施設

② 私立幼稚園

満3歳以上の幼児を保育し、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育をする施設

③ 認定こども園

保育所と幼稚園が一体となり、保育と幼児教育の両方を提供する施設

④ 教育・保育給付認定区分

保育所、幼稚園、認定こども園及び小規模保育等の教育・保育を利用する子どもについては、以下3つの教育・保育給付認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付及び地域型保育給付が行われる。

ア 1号認定子ども（幼稚園、認定こども園）

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの

イ 2号認定子ども（保育所、認定こども園）

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病等で家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

ウ 3号認定子ども（保育所、認定こども園、地域型保育事業等）

満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病等で家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

⑤ 施設型給付費（保育所委託費）の負担及び保育料

施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「支給認定区分による児童一人当たりの内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額である。

保育料について、本市では国が定める基準額より大幅に軽減した額としている。その軽減率は約50%（1号を除いた軽減率）となっており、この軽減した費用については市の負担となっている。

なお、低所得者世帯や多子世帯への負担を軽減しており、平成29年度からは3歳未満の児童を対象として、認可保育所等に通う児童の中で数えて第2子にあたる児童の保育料を無料としている。さらに、令和2年度からは、年収約640万円未満の世帯であれば、施設の利用有無にかかわらず、世帯で生計を一にする子どもの中で第2子にあたる児童の保育料を無料としている。

【令和5年度施設型給付費（予算ベース）】

(単位：千円)

区 分	予算額	
	私 立	【参考】公立
公定価格総額 (A)	54,847,555	2,129,312
国基準徴収額 (B)	4,782,807	219,178
市基準徴収額 (C)	2,540,888	116,546
国庫負担額 (D)	25,113,012	0
道負担額 (E)	12,475,870	0
市負担額 (F)	12,475,866	1,910,134
保護者負担軽減市費持出額 (G)	2,241,918	102,632

【令和5年度施設型給付費負担区分】

(単位：千円)

公 定 価 格 (A)		54,847,555		
国基準徴収金 (B) 4,782,807				
市基準徴収金 (C) 2,540,889 (保護者負担)	市費持出 (G) 2,241,918	市負担金 (F) 12,475,866	国庫負担金 (D) 25,113,012	道負担金 (E) 12,475,870

【利用者負担額表】

階層	該当する所得割等	保育標準時間認定	保育短時間認定
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付」受給世帯	0円	0円
B	市町村民税が非課税の世帯 ※	0円	0円
C1	48,600円未満	11,000円	10,820円
D1	48,600円以上 67,000円未満	15,680円	15,420円
D2	67,000円以上 97,000円未満	22,550円	22,170円
D3	97,000円以上 140,000円未満	30,250円	29,740円
D4	140,000円以上 169,000円未満	39,600円	38,930円
D5	169,000円以上 254,000円未満	45,870円	45,100円
D6	254,000円以上 301,000円未満	53,740円	52,830円
D7	301,000円以上 341,000円未満	60,170円	59,150円
D8	341,000円以上 397,000円未満	65,450円	64,340円
D9	397,000円以上	75,900円	74,610円

【ひとり親家庭等(母子又は父子家庭の世帯、障がい者（児）同居世帯)の世帯に係る負担額】

C0	48,600円未満	4,400円	4,400円
D01	48,600円以上 67,000円未満	4,400円	4,400円
D02	67,000円以上 77,101円未満	4,400円	4,400円

※ 所得割が非課税で、均等割のみ課税されている世帯はC階層に該当します。

(3) 特定地域型保育事業（家庭的保育事業等）

本市における特定地域型保育事業とは、原則として、19人以下の定員で、3歳未満の児童を保育する子ども・子育て支援新制度へ移行した家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業をいう。

① 家庭的保育事業

保育を必要とする乳幼児を居宅等で保育する事業

※保育従事者の保育士資格割合（家庭的保育者全員、但し保育補助者を除く。）

② 小規模保育事業（A型、B型、C型）

保育を必要とする乳幼児を交通利便性の高い地域の賃貸物件等で保育する事業

なお、B型及びC型は令和5年4月1日現在、本市内には無い施設種別となっている。

※保育従事者の保育士資格割合（A型全員、B型2/3以上、C型1/2以上）

③ 事業所内保育事業

保育を必要とする乳幼児を会社の事業所の保育施設等で従業員の子どもと保育する事業

※保育従事者の保育士資格割合（保育所型全員、小規模型2/3以上）

④ 地域型保育事業の負担及び保育料

【令和5年度地域型保育給付費（当初予算ベース）】

（単位：千円）

区 分	予算額
公定価格総額 (A)	6,137,362
国基準徴収額 (B)	801,426
市基準徴収額 (C)	481,137
国庫負担額 (D)	3,103,379
道負担額 (E)	1,116,278
市負担額 (F)	1,116,279
保護者負担軽減市費持出額 (G)	320,290

【令和5年度地域型保育給付費負担区分】

（単位：千円）

公 定 価 格 (A)		6,137,362		
国基準徴収金 (B) 801,426		市負担金 (F) 1,116,279	国庫負担金 (D) 3,103,379	道負担金 (E) 1,116,278
市基準徴収金 (C) 481,136 (保護者負担)	市費持出 (G) 320,290			

※保育料については「私立特定教育・保育施設」の2・3号を受けた子どもの利用者負担額表（月額）と同じ。

(4) 各施設等の状況

① 各施設等の状況

ア 認定こども園の整備状況（定員増については、保育所機能部分のみ）

(ア) 整備概要

令和4年度決算額は、1,607,770千円となり、補助金を活用しない自主整備事業を含め、既存幼稚園等から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行、既存保育所等から幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園への移行及び、幼保連携型認定こども園の新設を合わせて55施設399人分の定員増となった。

令和5年度予算は、1,063,799千円となっており、既存幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行、幼保連携型認定こども園の新設、幼保連携型認定こども園の増築を合わせて6施設170人分の定員増を予定している。

(イ) 令和4年度整備実績

幼保連携型認定こども園 9施設 619人分 (359人分)					
<新設>		<既存幼稚園等からの移行>		<既存保育所からの移行>	
施設名	※	施設名	※	施設名	※
認定こども園にしの	90(90)	認定こども園桑園幼稚園	35(35)	認定こども園こころ篠路保育園	60(0)
		幼保連携型認定こども園南郷札幌幼稚園	50(50)	認定こども園宮の沢すずらん	90(0)
		認定こども園北光幼稚園	33(33)	しんはっさむライラックこども園	90(0)
		認定こども園まえだ幼稚園	141(141)		
		認定こども園茨戸メリー幼稚園(※)	30(10)		

※数字は保育所機能部分の定員数、()内は定員の増数。

※認定こども園茨戸メリー幼稚園については、幼稚園型認定こども園からの移行。

保育所型認定こども園・幼稚園型認定こども園 46 施設 4,570 人分 (40 人分)					
< 既存保育所等からの移行 >				< 既存幼稚園からの移行 >	
施設名	※	施設名	※	施設名	※
旭ヶ丘保育園	180(0)	北の星東札幌保育園	120(0)	認定こども園さゆり幼稚園	20(20)
たかさごスクール大通公園	90(0)	北白石こども園	150(0)	認定こども園虹の森カトリック幼稚園	20(20)
認定こども園北一条すずらん保育園	60(0)	こども園まこと	110(0)		
麻生保育園	120(0)	北の星白石保育園	120(0)		
認定こども園篠路中央保育園	100(0)	保育所型認定こども園救世軍菊水上町保育園	90(0)		
太平保育園	120(0)	認定こども園白石うさこ保育園	90(0)		
新川北保育園	90(0)	厚別もえぎこども園	60(0)		
あいの里保育園	90(0)	認定こども園羊丘藤保育園	120(0)		
風の子保育園	60(0)	西岡高台こども園	130(0)		
きずな麻生保育園	40(0)	福住保育園	90(0)		
こすもす認定こども園	40(0)	平岸興正こども園	120(0)		
白楊みどり保育園	60(0)	認定こども園月寒西わんぱく保育園	60(0)		
もみの木にいな認定こども園	40(0)	認定こども園清田保育園	160(0)		
北栄保育園	120(0)	認定こども園札幌杉の子保育園	90(0)		
保育所型認定こども園丘珠ひばり保育園	100(0)	琴似あやめ保育園	90(0)		
北栄みどり保育園	160(0)	手稲東保育園	160(0)		
元町みどり保育園	190(0)	発寒保育園	90(0)		
認定こども園栄保育園	130(0)	二十四軒保育園	80(0)		
札幌フラワー保育園	130(0)	宮の沢桃の花こども園	90(0)		
開成みどり保育園	90(0)	たかさごスクール宮の沢	90(0)		
認定こども園おひさまさっぼろ東保育園	60(0)	認定こども園森のタータン保育園宮の沢 (※)	70(0)		
柏葉保育園	120(0)	手稲曙保育園	160(0)		

※数字は保育所機能部分の定員数、()内は定員の増数。

VI-2-2 子ども・子育て支援新制度関係事業

※認定こども園森のタータン保育園宮の沢については、地方裁量型認定こども園からの移行。
イ 認可保育所の整備状況

(ア) 整備概要

令和4年度決算額は、70,421千円となり、賃貸物件による保育所の新設に伴い120人分の定員増となった。

令和5年度予算は、863,826千円となっており、保育所の新設1施設90人分の定員増、既存保育所の増改築3施設90人分の定員増及び賃貸物件による保育所の創設1施設60人分の定員増を予定している。

(イ) 令和4年度整備実績

保育所新設 3施設 120人分 (120人分)	
<施設名>	※
にこまるえん円山	40(40)
手稲みつばち保育園	40(40)
手稲中央さらーれ保育園	40(40)

※施設(園)名右の数字は定員数、()内は定員の増数。

ウ 地域型保育事業の整備状況

(ア) 整備概要

令和4年度において、補助金を活用しない自主整備事業により、1事業所5人分の定員増となった。

令和5年度においては、当該事業の実施計画なし。

(イ) 令和4年度整備実績

事業所内保育事業 1施設 5人分 (5人分)	
<施設名>	※
こころキッズワタキュー中の島ルーム	5(5)

※ 施設(園)名右の数字は定員数、()内は定員の増数。

② 市内認可保育施設等の入所状況（令和5年4月1日現在）

【各施設入所状況】札幌市の施設の状況（市外からの受入を含み、札幌市民が市外の施設を利用する場合は含まない） 令和5年4月1日現在

		施設・事業所数	定員合計	定員			入所児童数		
				(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)
保育所	公立	17	1,800	0	1,091	709	0	829	459
	公設民営	3	270	0	152	118	0	146	99
	公立小計	20	2,070	0	1,243	827	0	975	558
	私立	182	13,272	0	7,479	5,793	0	6,906	5,140
	合計	202	15,342	0	8,722	6,620	0	7,881	5,698
認定こども園	公立	1	115	55	35	25	14	39	24
	私立	210	29,600	11,450	10,471	7,679	8,469	10,250	7,301
	合計	211	29,715	11,505	10,506	7,704	8,483	10,289	7,325
幼稚園	公立	9	810	810	0	0	366	0	0
	施設型給付	43	7,370	7,370	0	0	5,813	6	0
	私学助成	21	4,660	4,660	0	0	3,620	0	0
	合計	73	12,840	12,840	0	0	9,799	6	0
地域型保育事業 (従業員枠除く)	公設民営	1	19	0	0	19	0	0	16
	私立	145	2,289	0	0	2,289	0	0	1,819
	合計	146	2,308	0	0	2,308	0	0	1,835
合計	公立	27	2,725	865	1,126	734	380	868	483
	公設民営	4	289	0	152	137	0	146	115
	公立小計	31	3,014	865	1,278	871	380	1,014	598
	私立	558	49,821	16,110	17,950	15,761	12,089	17,156	14,260
	合計	632	60,205	24,345	19,228	16,632	18,282	18,176	14,858

※幼稚園の私学助成定員は供給計画上の受入定員を計上している。また、幼稚園の入所児童数は市外からの受け入れを含まない。

(5) 施設等への補助・助成等

① 私立認可保育所等に対する各種助成

札幌市の保育所等制度の充実強化とその適正化を図るため、私立認可保育所等に対して運営費や人件費その他の各種助成を行っている。

【私立認可保育所等に対する各種助成額】

(単位：千円)

区 分		市 単 独	開 始 年 度	4年度予算額 A	5年度予算額 B	増 減 (B-A)
保育 体制 助成 ・ 管 理 費 用	時間外保育促進事業費補助		S57	402,000	387,000	△15,000
	一時預かり事業費補助		H3	869,000	893,000	24,000
	障がい児保育事業費補助	○	S50	348,314	353,130	4,816
	医療的ケア児保育事業費補助		R3	16,000	15,870	△130
	食物アレルギー児保育事業費補助	○	H20	73,720	75,654	1,934
	休日保育補助	○	H29	4,490	4,035	△455
人 件 費 等 助 成	加配保育士等雇用促進費補助	○	S46	3,016,057	2,597,143	△418,914
	調理員パート雇用費補助	○	S46	356,287	369,579	13,292
	保育所等特殊健康診断費補助	○	S52	25,031	28,086	3,055
	産休等代替職員費補助	○	S50	20,461	19,928	△533
	保育支援者配置補助		R1	132,960	214,501	81,541
	保育人材確保に向けた一時金給付	○	R1	152,200	148,200	△4,000
	潜在保育士短時間就労支援補助	○	R1	32,216	25,232	△6,984
団 体 ・ 法 人 へ の 助 成	利子補給補助	○	S48	36,032	33,098	△2,934
	保育所等損害賠償責任保険料補助	○	S47	3,662	3,676	14
	私保連運営費補助	○	S47	11,728	11,574	△154
	私保連等共同研修費補助		S47	21,218	23,540	2,322
	私立保育所増改築費補助(※)		H6	268,767	630,435	361,668
	私立保育所新築費補助(※)		H6	291,233	187,761	△103,472
	私立保育所賃貸物件改修費補助(※)		H25	216,000	45,630	△170,370
	幼保連携型認定こども園保育所機能部分整備費補助(幼稚園機能部分の老朽改築も含む)(※)	—	H27	1,556,000	876,038	△679,962
	幼保連携型認定こども園新築費補助(※)	—	H29	0	187,761	△187,761
合 計				7,451,376	6,743,871	△707,505
上記のうち、市単独補助分の額				4,080,198	3,669,335	△410,863
上記のうち、整備関係補助(※)を除く額				5,119,376	4,816,246	△303,130

※1 私立認可保育所等には、私立保育所、公設民営保育所、認定こども園、地域型保育事業所が含まれる。

※2 一時預かり事業補助のみ、※1の施設のほか、事業実施の私立幼稚園も含む。

※3 保育人材確保に向けた一時金給付は、対象保育士個人に対して給付する。

【各種補助基準表】

補助金の種類	補助単価	基準数値	摘要
加配保育士等 雇用促進補助金	雇用費【別表】		
	正職加算 235,910円/月 133,760円/月	定員91人以上 定員90人以下	
	正職加算(2人目) 235,910円/月 235,910円/月	定員91人以上 定員90人以下	
調理員パート 雇用費補助金	雇用費 989円/時	勤務時間× 292日	勤務時間 ・乳児・幼児専門園 定員120人以上 4時間 定員120人未満 3時間 ・併設園 定員90人以上 5時間 定員90人未満 4時間
私保連運営費 補助金	225円/人	利用定員	左記のほかに、事務職員人件費として、5,400千円(1人分)を加算する。
私保連等共同 研修費補助金	4,500円/人	職員数合計	

- ※1 表中、利用定員及び職員数とは、2・3号認定子どもの利用定員、及び2・3号認定子どもの保育に従事する正職員をいう。
- ※2 利用定員及び職員数は、4月1日現在における数とし、4月2日以降に開設した保育所については、開設時における数とする。
- ※3 年度の途中に開設する保育所に対する補助金額は、月割で算定するものとする。
- ※4 4月2日以降において利用定員を変更した場合は、その補助金額はそれぞれの基準数値により月割で算定するものとする。
- ※5 補助金額の算定の際に月割計算をする場合は、小数点以下の端数を切り捨てるものとする。

【別表】

入所児童の 年齢区分	利用 定員 (人)	補助 単価 (円)	基準 日数 (日)
0歳～2歳未満	30	7,890	665
0歳～2歳	20		412
	30		632
1歳10か月 ～ 5歳	60		442
	90		487
	120		747
	150		790
3歳～5歳	20		124
0歳～5歳	45		713
	60		732
	90		763
	120		1,024
	150		1,064
	151～	1,120	

- ※1 表中、利用定員とは、2・3号認定子どもの利用定員をいう。
- ※2 利用定員が左記の中間に該当する場合は、基準定員の直近上位の区分とする。
- ※3 利用定員は、4月1日現在における数とし、4月2日以降に開設した保育所については、開設時における数とする。
- ※4 年度の途中に開設する保育所等に対する補助金額は、月割で算定するものとする。
- ※5 4月2日以降において利用定員を変更した場合は、各月初日の利用定員により、月割で算定するものとする。
- ※6 補助金額の算定の際に月割計算をする場合は、小数点以下の端数を切り捨てるものとする。

② 私学助成（幼稚園、幼保連携型認定こども園）

「札幌市私立学校助成規則」等に基づき、私立学校である幼稚園や幼保連携型認定こども園の健全な発展と私立学校教育の振興を図ること等を目的として、さまざまな助成事業を実施している。

ア 教材教具等整備費補助金

教材教具・備品の購入・修繕、施設設備の小規模工事・修繕に係る費用の一部を補助する事業（市独自事業。昭和31年～）。

近年、予算額は1園あたり100万円とし、総予算の半分を園割により、半分を園児数割により交付している。1園あたりの補助実績（年額）は約50万円～200万円弱

イ 特別支援教育事業費補助金

満3歳以上の特別な教育的支援を要する幼児（要支援児）の受入人数に応じ、教諭人件費の一部を補助する事業（市独自事業。平成22年～）。

なお、要支援児の判定にあたっては、各幼稚園から「幼児アセスメント委員会」（教育委員会幼児教育センター所管）へ判定依頼を行う。同委員会においては、教育的・心理的・医学的な観点から支援の必要性や内容を検討したうえで、各幼稚園が作成する支援計画への助言、継続的な相談・指導等によるサポートを行っている。

【1園あたりの補助上限額（年額）】

要支援児の受入人数	摘要	補助上限額
1～4人まで	教諭1名分	1,027,650円
5～8人まで	教諭2名分	2,055,300円
9～12人まで	教諭3名分	3,082,950円
13～16人まで	教諭4名分	4,110,600円
17人以上	教諭5名分	5,138,250円

【補助実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(予算)
要支援児数	1,790人	1,805人	1,807人	(未算出)
補助対象教諭数	530名分	536名分	538人	564人
受入園数	126園	125園	125園	130園
補助額	517,588千円	540,218千円	550,077千円	579,535千円

※平成29年度に補助内容のレベルアップあり。

ウ 私立幼稚園連合会研修費等補助金

札幌市私立幼稚園連合会（札幌幼）への補助事業（市独自事業。昭和42年～）。札幌幼が市内の私立幼稚園教諭等を対象として実施する調査・研究、研修、保健体育等の事業について、実際に要した費用の範囲内で補助する。

令和5年度予算額は23,465千円となっている。

③ 私立幼稚園施設等利用給付事業

令和元年10月から、国の幼児教育・保育の無償化の開始に伴い新設された保護者向けの給付制度。施設等利用給付認定を受けて、給付の対象となる私立幼稚園を利用した場合に、保護者

が施設に対して支払うべき入園料・保育料を札幌市が保護者に代わって給付を行う。保護者の利便性や負担軽減を鑑み、札幌市から施設に給付費を事前に支払い（概算払い）、四半期ごとに精算を行う（施設は保護者から保育料等の徴収はしない）法定代理受領方式を採用している。

令和4年度決算	令和5年度予算
1,294,833千円	1,150,306千円

④ 保育士確保施策

ア 保育士等支援事業

「札幌市保育人材支援センターさぼ笑み」を運営し、就労を希望する保育人材と事業者のマッチングを行うほか、合同面接会・施設説明会を実施するとともに、保育士資格を持ちながら保育現場から離れている潜在保育士の復職支援・研修、新卒保育士等に対する就職支援等を行う。

令和4年度予算(A)	令和5年度予算(B)	予算差(B-A)
48,000千円	43,000千円	△5,000千円

【令和4年度実施内容】

項目	実施時期	内容
札幌市保育園ミーティング	令和4年11月 令和5年1月	保育士等の求職者と保育施設の事業者を対象とした施設説明会・面接会を開催。また、施設説明会・面接会に参加する事業者等を対象とした人材確保・定着化研修を実施。
保育士職場復帰セミナー	令和5年3月	潜在保育士を対象として、保育現場へのスムーズな復帰を支援するためのセミナーを実施。
保育士職場定着セミナー	令和5年3月	復職した潜在保育士及び新卒保育士等を対象として、保育現場への定着・就労継続を支援するためのセミナーを実施。

イ 保育士修学資金等貸付事業

平成28年度補正予算【平成28～30年度の3年度分】(単年度)
1,816,000千円

下記の4つの貸付事業を実施する。実施主体は札幌市社会福祉協議会となり、平成28年度～平成30年度の3年度分の補助を行った。なお、札幌市社会福祉協議会との協議により、令和元年度以降も、措置済みの当該予算にて事業実施を継続しており、貸付実施期間は令和6年度までとしているところ。

(ア) 保育士修学資金貸付

保育士養成施設に通う学生に対し、月5万×12ヶ月×2年、及び入学・卒業時に各20万の最大計160万円を貸付、5年間の市内認可保育所等における就労により返済免除。

(イ) 保育補助者雇上費貸付

保育士を目指す保育補助者（現時点で保育士資格無し）を雇う事業者に対し、年額最大

VI-2-2 子ども・子育て支援新制度関係事業

295万3千円を3年間貸付。保育士資格取得等により返済免除。

(ウ) 未就学児を持つ保育士に対する保育料一部貸付

潜在保育士が自身の子を保育所等に預けて就労する場合、当該児童の保育料の半額（上限2万7千円/月）を1年間貸付。2年間の市内認可保育所等における勤務で返済免除。

(エ) 就職準備金貸付

潜在保育士に、保育士として復職するための準備に必要な費用として、400,000円以内（1回限り）を貸付。2年間の市内認可保育所等における勤務で返済免除。

ウ 保育人材確保緊急対策事業

保育士確保及び就労継続支援等に向けて各種補助を行うため、令和元年10月から下記事業を実施している。

事業名	令和4年度予算(A)	令和5年度予算(B)	予算差(B-A)
保育支援者配置補助	132,960千円	214,501千円	81,541千円
保育人材確保に向けた一時金給付	152,200千円	148,200千円	△4,000千円
潜在保育士短時間就労支援補助	32,216千円	25,232千円	△6,984千円
保育人材イメージアップ事業	9,624千円	9,067千円	△557千円

(ア) 保育支援者配置補助

保育周辺業務を行う保育支援者を配置する費用の一部を補助し、保育士の負担を軽減する。

(イ) 保育人材確保に向けた一時金給付

採用から一定の期間（3・6・9年）勤務を続けた保育士等に一時金（一律10万円）を給付することにより、保育士等の就労継続や離職防止を支援する。

(ウ) 潜在保育士短時間就労支援補助

朝・夕に短時間で働くパートタイム保育士を配置する費用の一部を補助し、短時間であれば働くことのできる潜在保育士の就労を支援する。

(エ) 保育人材イメージアップ

中高生やその保護者、関係者等を対象に保育士のやりがいや職業としての魅力をPRし、保育士職のイメージアップを図り、保育士を目指す人材を確保する。

(6) 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業

【予算・決算見込み】

	令和4年度決算見込み	令和5年度予算
利用者支援事業 (保育ニーズコーディネート事業費)	25,799千円	28,837千円

保育コーディネーターが子育て世帯の保育ニーズにきめ細やかに対応して、小規模保

育事業や幼稚園等における一時預かりなど多様な保育サービスの情報を提供し、必要なサービスの利用につなげることで、保育所等入所保留児童の解消を図る。平成25年10月から各区役所に一人ずつ配置されており、次のような支援を行っている。

- ・ 保育サービスを希望する方への情報提供及び利用調整に関すること
- ・ 保育所入所保留児童に対するアフターフォロー
- ・ 保育サービスに係る情報収集に関すること
- ・ 地域の保育ニーズの把握に関すること

【保育ニーズコーディネート事業に関する統計】

	令和3年度	令和4年度
保育コーディネーター数	10人（各区1名）	
相談実績（のべ件数）	19,542件	18,252件

【相談受付時間】

勤務時間	午前9時から午後4時45分の間で6時間45分（区により異なる）
休憩時間	午後0時15分から午後1時まで

また、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が実施され、様々な教育・保育、子育て支援事業が提供されることから、区役所や区保育・子育て支援センター等において、保育士が子育て相談などにより個別の子育て家庭のニーズを把握して、適切な施設・事業等の利用を支援し、併せて関係機関等とネットワークの構築などを行う利用者支援事業を実施している。

② 子育てサロン事業

【予算・決算見込み】 (千円)

	令和4年度決算見込み	令和5年度予算
子育てサロン事業費	262,777	277,000

札幌市では、子育て中の親子が気軽に集い、自由に交流や情報交換ができる場である子育てサロンを開設・運営するための関連事業を実施している。

地域子育て支援拠点事業として常設子育てサロンを実施する団体に補助等を実施しているほか、各地域において実施されている地域主体の子育てサロンの立上げ・運営支援、児童会館を活用した子育てサロンを展開している。

また、区保育・子育て支援センターにおいても常設子育てサロンを実施している。

平成28年8月より、都心部に常設子育てサロン「まちなかキッズサロン（愛称：おおどりんこ）」がオープンしている。

【地域子育て支援拠点事業（常設子育てサロン） 実施箇所数等】

		令和3年度	令和4年度
ひろば型 （週3日以上、 一日5時間以上）	箇所数	16箇所	16箇所
	利用者数	33,888人	45,451人
児童館型 （週3日以上、 一日3時間以上）	箇所数	65か所	65か所
	利用者数	70,978人	140,230人

【地域主体の子育てサロン 実施箇所数等】

	令和3年度	令和4年度
箇所数	165箇所	158箇所
利用者数	11,494人	27,350人

【児童会館での子育てサロン 実施箇所数等】

	令和3年度	令和4年度
箇所数	103箇所	103箇所
利用者数	85,919人	170,402人

※上表の数値には、常設子育てサロン実施館分も含む。

③ 子育て情報提供強化事業 (千円)

	令和4年度決算見込み	令和5年度予算
子育て情報提供強化事業	7,845	7,800

平成29年4月より、各部局で実施している各種制度やサービスの情報や、市内各地で開催されている子育てサロンやイベント情報も集約している「さっぽろ子育て情報サイト」、「さっぽろ子育てアプリ」を配信している。

目的別、年齢別などの項目から制度情報を検索したり、ジャンルやエリアから子育て世帯向けのイベント等を検索できる機能を備えているほか、「さっぽろ子育てアプリ」では、予防接種の履歴管理や日々の子どもの成長を記録できる「子育て日記帳」や妊娠中は胎児の成長に応じた情報を毎日配信し、出産後は子どもの月齢に応じた育児情報をタイムリーに配信する「さっぽろ子育てきずなメール」などの機能を備えている。

また、必要な支援制度等の情報に関する問合せに対し、時間的・地理的な制約を受けずに簡便かつ迅速に回答するため「さっぽろ子育て情報サイト」にAIチャットボットを導入している。

④ 時間外（延長）保育事業

保護者の就労形態の多様化等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、保育所では、昭和57年10月から実施している。

平成27年4月に子ども・子育て支援新制度が施行され、保育短時間認定児童の利用時間（コアタイム）の創設や地域型保育事業等に対する時間外（延長）保育制度が統一された。

区 分	内 容
実施か所数 (令和5年4月 1日現在)	<p><1時間延長></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所（公立17、指定管理者3、私立160） ・認定こども園（公立1、私立202） ・地域型保育事業所（指定管理者1、私立119） <p><2時間延長></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所（私立19） ・認定こども園（私立6） ・地域型保育事業所（私立15）
対 象 児 童 等	時間外保育を利用する必要がある、あらかじめ実施施設・事業所に対して利用申込みをした入所中の児童

【保育標準利用料】

・開所時間（11 時間）を超えて時間外保育を利用した場合の児童の 1 人当たりの標準利用料

- ア 1 時間以内利用 200 円
- イ 1 時間超え利用 300 円
- ウ 21 時以降の利用 1 時間100 円

・開所時間（11 時間）内に保育短時間認定児童が時間外保育を利用した場合の児童 1 人当たりの標準利用料

- ア 30 分以内利用（開所時間と短時間保育時間の差が30分の場合） 50 円
- イ 1 時間以内利用（アの場合を除く） 100 円
- ウ 1 時間超え利用
 - (ア) 開所時間と短時間保育時間の差が 1 時間30 分の場合 150 円
 - (イ) 開所時間と短時間保育時間の差が 2 時間の場合 200 円
- エ 2 時間超え利用
 - (ア) 開所時間と短時間保育時間の差が 2 時間30 分の場合 250 円
 - (イ) 開所時間と短時間保育時間の差が 3 時間の場合 300 円

⑤ 一時預かり事業（幼稚園型を含む）

ア 保育所の一時的保育

パート就労等女性の就労形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の傷病・冠婚葬祭等による緊急時の保育、保護者の育児に伴う心理的・身体的負担が増加していることなどの私的理由による保育等への需要の高まりに定めるため、平成 3 年11月から保育所の機能を活用し実施している。

令和 5 年 4 月 1 日現在、126 か所(公立 8、指定管理者制度による施設 3、私立 115)の保育所で実施している。

区 分	内 容			
対象児童	非 定 型 的 保 育	保護者の短時間・継続的労働、職業訓練、就労等により、家庭における育児が困難となる児童		
	緊 急 保 育	保護者の傷病、災害・事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない理由により、緊急・一時的に家庭保育が困難となる児童		
	私的理由による保育	保護者の育児等に伴う心理的・身体的負担を解消する等の私的理由により一時的に保育が必要となる児童		
標準 利用料 (日 額)	非定型的保育及び 緊急保育	3 歳未満児	2,000円	利用児童の希望により、給食を実施する場合には、給食代として300円を加算
		3 歳以上児	1,200円	
	私的理由による保育	3 歳未満児	2,700円	
		3 歳以上児	1,600円	

イ 認定こども園や幼稚園の一時的預かり

認定こども園や幼稚園の在園児を対象にした「幼稚園型」と、在園児以外を対象とした「一般型幼稚園タイプ」を実施している。

VI-2-2 子ども・子育て支援新制度関係事業

令和5年4月1日現在、幼稚園型263か所（公立10、私立253）、一般型幼稚園タイプ180か所（公立1、私立179、重複実施含む）で実施している。

(ア) 「幼稚園型」

区分	内容			
対象児童	実施施設に在園する満3歳以上の児童			
	実施施設に在園していないが、実施施設が事業の実施対象として必要と判断した就学前児童			
標準 利用料 (日額)	基本分 (平日)	休日分(土日祝及 び年末年始)	長時間(指定時間を 超えて利用)	備考
	400円	800円	・平日及び休日 150円～450円 ・長期休業中 100円～850円	

(イ) 「一般型幼稚園タイプ」

区分	内容			
対象児童	「就労等による保育児童」 保護者の短時間労働、職業訓練等により、一時的に家庭における育児が困難となり保育が必要となる児童			
	「緊急保育児童」 保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により緊急又は一時的に家庭における育児が困難となり保育が必要となる児童			
	「私的理由による保育児童」 保護者の育児等に伴う心理的又は肉体的負担を解消する等の私的理由により一時的に保育が必要となる児童			
標準 利用料 (日額)	就労等による保育児童及 び緊急保育児童	3歳未満児	2,000円	保護者の希望により、給食を実施する場合は、給食代として300円を加算
		3歳以上児	1,200円	
	私的理由による保育児童	3歳未満児	2,700円	
		3歳以上児	1,600円	

⑥ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【予算・決算】

(千円)

	令和4年度決算見込み	令和5年度予算
子育て援助活動支援事業費	58,826	63,000

子育ての支援を受けたい人（依頼会員）と援助したい人（提供会員）が会員組織をつくり、地域で子育て家庭を支える活動を支援する事業。札幌市では日常的な預かりの「さっぽろ子育てサポートセンター事業」と緊急時や病児・病後児預かりの「札幌市こども緊急サポートネットワーク事業」の2事業を実施している。

ア さっぽろ子育てサポートセンター事業

(ア) 会員資格

依頼会員は、札幌市在住又は札幌市内に勤務先がある0歳から小学校6年生までの子どもを育てている者。提供会員は、札幌市在住で心身ともに健康で援助活動に

理解と熱意を有する18歳以上の者。

(イ) サービスの内容

保育所・幼稚園等の送り迎えや保育所・幼稚園等の終了後の預かりなど。

(ウ) 利用時間

午前6時～午後10時

(エ) 利用料金

月～金曜日の午前7時～午後7時は30分あたり350円、それ以外の時間は30分あたり400円

【問合せ先（社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会）】

名 称	住 所	電話番号	問い合わせ受付日時
さっぽろ子育て サポートセンター	中) 大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター4階 社福) 札幌市社会福祉協議会内	623-2415	月～金曜、第2・4土曜 午前8時45分～午後5時15分

【さっぽろ子育てサポートセンター事業実施状況】

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
提供会員数	574人	566人	371人
依頼会員数	7,151人	7,542人	7,816人
両方会員数	110人	103人	43人
活動件数	6,498件	5,319件	4,426件

イ 札幌市こども緊急サポートネットワーク事業

(ア) 会員資格

依頼会員は、札幌市在住又は札幌市内に勤務先がある0歳から小学校6年生までの子どもを育てている者。提供会員は、札幌市在住で心身ともに健康で援助活動に理解と熱意を有する18歳以上の者。

(イ) サービスの内容

子どもの急な発病で保育園に預けられないなどの病児・病後児の預かり、急な残業などの緊急時の預かり、急な出張などによる宿泊の預かり。

(ウ) 利用時間

〈預かり〉 午前7時30分～午後11時

※ ただし、病児の預かりは月～土曜日の午前7時30分～午後6時

〈宿泊〉 保育園・学童終了後～登園・登校時まで

(エ) 利用料金

〈預かり〉

午前7時30分～午後6時：30分あたり500円

午後6時～午後11時：30分あたり600円

※ 利用は1時間から

〈宿泊〉

3歳以上は10,000円、3歳未満は12,000円

【問合せ先（特定非営利活動法人北海道子育て支援ワーカーズ）】

名 称	住 所	電話番号	問い合わせ受付日時
札幌市こども緊急サポートネットワーク	西) 二十四軒1条4丁目 二十四軒ターミナルビル2階	621-6626	月～金曜 午前10時～午後5時

【札幌市こども緊急サポートネットワーク事業実施状況】

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
提供会員数	338人	336人	329人
依頼会員数	7,864人	8,407人	8,995人
両方会員数	7人	6人	5人
活動件数	246件	433件	475件

ウ 病児・病後児預かり利用料補助制度

平成25年3月から病児・病後児の預かりの利用料の一部を申請により補助している。

〈補助対象児童〉

生後5か月～小学校6年生まで

〈補助対象時間〉

月～金曜日：午前7時30分～午後6時、土曜日：午前7時30分～午後1時

※ 日曜日・祝日・年末年始は休み ※ 7日以内を限度

〈補助額〉

一日の利用時間が3時間を超えた場合、当該部分について30分あたり350円を補助

⑦ 病後児デイサービス事業

病気回復期にあつて集団保育が困難な児童を、仕事の都合などによって家庭で保育できない保護者に代わって一時的に保育する事業を実施している。

実施施設	天使こどもデイサービスセンター 東) 北12条東3丁目 【TEL711-0101】 (平成11年12月から実施)
	北海道こどもデイサービスセンター 豊) 中の島1条8丁目 【TEL831-3300】 (平成13年7月から実施)
	手稲溪仁会こどもデイサービスセンター 手) 前田1条12丁目 【TEL681-3266】 (平成14年7月から実施)
	楡の会こどもデイサービスセンター 厚) 厚別町下野幌49 【TEL899-3336】 (平成18年4月から実施)
	勤医協菊水こどもデイサービスセンター 白) 菊水4条1丁目 【TEL823-9272】 (平成19年11月から実施)
	東雁来すこやかこどもデイサービスセンター 東) 東雁来10条1丁目 【TEL790-2030】 (平成28年4月から実施)
	真駒内駐屯地こどもデイサービスセンター 南) 真駒内17番地 【TEL581-1501】 (令和4年4月から実施)
対象児童	次のいずれにも該当する児童 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内在住の生後5か月～小学校6年生まで ・ 病気回復期にあつて集団保育が困難で、かつ、かかりつけ医療機関の医師が当該事業の利用について差し支えないと認めていること。 ・ 保護者が仕事の都合、傷病、事故、出産又は冠婚葬祭などやむを得ない理由によって家庭で保育できないこと。
定 員	各4名/日

利用日	月～土曜日（ただし、国民の祝日、年末年始は除く。）												
利用時間	午前8時～午後6時												
利用料 (日額)	<table style="border: none;"> <tr> <td>デイサービス料</td> <td></td> <td rowspan="3" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">+ 給食代300円</td> </tr> <tr> <td>生活保護・市民税非課税世帯</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td>所得税非課税世帯</td> <td style="text-align: right;">1,500円</td> </tr> <tr> <td>それ以外の世帯</td> <td style="text-align: right;">3,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	デイサービス料		}	+ 給食代300円	生活保護・市民税非課税世帯	0円	所得税非課税世帯	1,500円	それ以外の世帯	3,000円		
デイサービス料		}	+ 給食代300円										
生活保護・市民税非課税世帯	0円												
所得税非課税世帯	1,500円												
それ以外の世帯	3,000円												
運営費	委託料及び利用料												

⑧ 実費徴収に係る補足給付事業

ア 生活保護世帯等の子どもが、特定教育・保育等の提供を受けた場合において、日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の一部を補助する。

イ 低所得者世帯等の子どもが、私学助成幼稚園にて特定子ども・子育て支援を受けた場合において、副食材料費の一部を補助する。

	令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(予算)
対象人数	1,402人	1,348人	1,333人
補助額	24,974千円	24,277千円	25,000千円

⑨ 認可外保育施設等利用給付事業

令和元年10月から開始した、幼児教育・保育無償化に伴い新設された保護者向けの給付制度である。施設等利用給付認定を受けて、給付の対象となる認可外保育施設等を利用した場合、保護者が一度施設へ支払った利用料を、後日札幌市から還付する方法で給付を行っている。

ア 給付対象児童

3～5歳児クラス…保育の必要性（家庭において必要な保育を受けることが困難である理由）があるもの。

0～2歳児クラス…保育の必要性があり、かつ、市民税非課税世帯に属しているもの。

イ 対象人数及び支給額

	令和4年度(決算)	令和5年度(予算)
対象人数	10,329人	13,071人
支給額	572,150千円	750,229千円

3 その他の事業

(1) 休日保育事業

日曜・祝日に勤務する保護者の増加といった就労形態の多様化に伴い、多様な保育サービスの充実が求められていることから、平成14年10月から西区保育・子育て支援センターが事業を開始した。その後、実施施設が増加し、公立保育所3施設、私立保育所5施設、地域型保育事業4施設の合計12施設となった。

実施施設	札幌市北区保育・子育て支援センター（平成24年6月から実施） 北）北25条西3丁目 定員20名
	札幌市豊平区保育・子育て支援センター（平成20年4月から実施） 豊）月寒東1条4丁目 定員20名
	札幌市西区保育・子育て支援センター（平成14年10月から実施） 西）二十四軒3条5丁目 定員20名
	元町にこにこ保育園（平成23年4月から実施） 東）北23条東16丁目 定員15名
	青葉興正保育園（平成22年11月から実施） 厚）青葉町2丁目 定員6名
	北一条すずらん保育園（平成31年4月から実施） 中）北1条東10丁目 定員15名
	ちびっこ保育ルーム平岸ひまわり園（平成30年5月から実施） 豊）平岸3条5丁目 定員9名
	にこまるえん東白石（平成30年7月から実施） 白）本郷通9丁目 定員6名
	にこまるえん南郷（平成31年4月から実施） 白）本郷通8丁目 定員6名
	にこまるえん白石（令和2年4月から実施） 白）東札幌2条5丁目 定員13名
	札幌北はぐはぐ保育園（令和3年4月から実施） 北）北29条西10丁目 定員6名
	おーるまいてい中央保育室（令和3年10月から実施） 中）南2条西10丁目 定員6名
対象児童	既に認可保育所・認定こども園・地域型保育事業を利用しており、保護者の勤務等の理由により日曜・祝日に常態的に保育を必要とする児童（生後5か月から就学前まで。ただし、ちびっこ保育ルーム平岸ひまわり園、にこまるえん東白石、にこまるえん南郷及びおーるまいてい中央保育室は2歳児まで。）
利用時間	午前8時～午後7時（12月29日～翌年1月3日は休園） ※ 青葉興正保育園は、午前9時～午後5時 ※ 保育短時間認定の児童の場合は、各園が定める利用時間（8時間）

(2) 夜間保育事業

夜間の保育を必要とする児童のため、昭和58年4月から実施している。現在は、下表3か所（指定管理者制度による3施設）で実施している。

施設名	札幌市二十四軒南保育園	札幌市大通保育園	札幌市しせいかん保育園
所在地	西）二十四軒1条4丁目2-6	中）大通東4丁目5番地1	中）南3条西7丁目1-1
定員	30人	30人	40人
対象年齢	産休明け～就学前	産休明け～就学前	産休明け～就学前
標準時間	10時～21時	10時～21時	10時～21時
時間外	①8時～10時 ②21時～24時	①8時～10時 ②21時～24時	①8時～10時 ②21時～22時

保育料	市保育料の徴収基準に基づく
時間外保育料	札幌市時間外保育促進事業実施要綱に基づく

(3) 障がい児保育事業

保育を必要とする心身に障がいを有する児童のうち、集団生活が可能かつ通所可能な児童に対し、当該児童の福祉の増進を図るため、その障がいの種類及び程度に応じ、指導計画に基づく保育を実施することによりその成長発達を促進するなど、障がい児保育を実施している。また、障がい児の集団保育が適切に行われるよう巡回指導を実施し、保育者（必要に応じて保護者）に対して指導・助言を行っている。

区分	内容
対象児童	集団生活が可能でかつ日々通所できると認められる児童
受託体制	障がい児保育について知識経験等を有する保育士の配置

【主な障がい種別受託実績】

() 内の数値は重複障がいを含んだ数

年度	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	重度	中・軽度	重度	中・軽度	重度	中・軽度	重度	中・軽度	重度	中・軽度
精神（発達）遅滞 ダウン症	94(129)		84(164)		89(115)		117(90)		144(133)	
	14	80	14	70	10	79	24	93	32	112
言語（発達）遅滞	19		16		14		15		10	
	0	19	0	16	1	13	0	15	1	9
運動機能障がい	55		47		52		50		45	
	20	35	15	32	18	34	22	28	24	21
聴覚障がい	13		14		12		11		12	
	1	12	1	13	1	11	0	11	0	12
視覚障がい	1		0		2		3		1	
	0	1	0	0	1	1	1	2	0	1
内部疾患	7		11		11		6		9	
	3	4	6	5	3	8	1	5	3	6
情緒障がい	0		3		0		0		0	
	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0
ASD・ADHD等	200		227		245		266		297	
	4	196	7	220	10	235	8	258	7	290
計	389		402		425		468		518	
	42	347	43	359	44	381	56	412	67	451

【巡回指導実績】

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
巡回回数	347回	388回	222回	222回	336回
月平均	28.9回	32.3回	18.5回	18.5回	28回
対象保育所	166か所	201か所	222か所	210か所	220か所

〈参考〉各年度の特別児童扶養手当対象者

(単位：人)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
計	26	25	20	19	18

(4) 食物アレルギー児保育事業

食物アレルギーを有する児童に、適切かつ安全に給食を提供するため、その状態に応

VI-2-3 その他の事業

じた個別食の提供を実施する私立認可保育所等に対し、実施に必要な食材費、人件費などの一部補助を平成20年度から実施している。

また、平成26年3月に作成し、令和2年10月に改訂した「札幌市保育所等における食物アレルギー対応マニュアル」を認可保育所等に配布し、食物アレルギーへの対応について広く理解を求めている。

(5) 認可外保育施設への指導

児童福祉法の規定による設置認可を受けていない保育施設に対して、立入調査を行い、設備・運営・保育内容について指導を行うとともに、本市主催の研修会等を実施している。

【認可外保育施設立入調査実績】

(単位：回)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ベビーホテル	40	33	29	30	26	22
一般認可外	71	35	35	39	28	32
合計	111	68	64	69	54	54

【事業所内保育施設立入調査実績】

(単位：回)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
企業主導型	83	151	145	149	156	157
一般事業所内	14	13	20	21	18	17
病院内	49	43	46	43	38	36
店舗等	6	4	3	0	1	0
合計	152	206	214	213	213	210

※令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため聞き取り調査数を含む

(6) 絵本基金「子ども未来文庫」事業

企業や市民等から絵本の寄贈を受ける絵本基金「子ども未来文庫」事業を平成20年9月に創設。寄贈を受けた絵本は、札幌市所管の子育て支援施設、札幌市立保育所などにおいて活用する。令和4年度の寄贈は、個人で5件・89冊。企業、団体で13件・909冊。

(7) さっぽろ親子絵本ふれあい事業

【予算・決算】

(千円)

	令和4年度決算	令和5年度予算
さっぽろ親子絵本ふれあい費	7,544	8,800

乳幼児が絵本にふれることの大切さを子育て家庭に伝えるとともに、絵本を通じて親と子が心ふれあうひとときを持つきっかけをつくるため、平成21年10月1日から実施している。乳幼児4か月児健診会場にて絵本1冊の配布と、家庭での絵本の読み聞かせに関する情報発信等を行っている。令和4年度配布実績は、11,320冊。

(8) 父親による子育て推進費

【予算・決算】

(千円)

	令和4年度決算	令和5年度予算
父親による子育て推進費	2,212	2,700

父親の積極的な子育てを推進するため、父親の子育て参加に関する意識改革や子育てに取り組む意欲を向上させるために父子同室講座を行う。

(9) さっぽろ子育てガイド

就学前までの子育て世帯のために、札幌市の取組を中心として、相談窓口やお出かけスポット、保育施設一覧など、札幌市の子育てに関する情報を取りまとめたガイドを作成し、各関係施設等に配布している。

(10) さっぽろ市民子育て支援宣言

札幌の子どもたちが健やかに成長することを願い、多くの市民に「自発的に」子育て中の親子を支援する意識の向上を図ることを目的に、平成19年度から実施している。令和4年度までの累計宣言人数は、個人で69,381人。団体で29,019人。企業で32,893人。

(11) 札幌市子育て支援推進ネットワーク協議会

札幌市子育て支援推進ネットワーク協議会を開催し、関係団体同士の情報交換や事業の協力などが円滑に行われるよう連携を深めている。